

現 場 説 明 書

工 事 名	市立豊中病院増築工事	
工 事 箇 所	豊中市柴原町4-14-1	
工 期	契約締結日 から 平成 26 年 2 月 28 日 まで	
郵 送	平成 25 年 8 月 6 日 午後 1 時 30 分	
入 札	期 間	平成 25 年 8 月 23 日 午前 9 時 00 分 から 平成 25 年 8 月 26 日 午後 5 時 00 分 まで
	方 法	豊中市電子入札システムにより行う。
	回 数	1 回を限度とする。
開 札 日 時	平成 25 年 8 月 27 日 午前 10 時 45 分	
予 定 価 格 (税抜)	28,025,000 円	
最低制限価格 (税抜)	設定あり (事後公表)	
入 札 保 証 金	豊中市病院事業会計規程第 53 条 項 3 号により免除	
契 約 保 証 金	契約金額の10%に相当する額以上の額を納付しなければならない。ただし、豊中市病院事業会計規程第57条各号に掲げる有価証券の提供又は豊中市病院事業管理者が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。	
前 払 金	有（前払率は、契約金額の40%以内。ただし、限度額は1億円。前払金の保証事業会社の保証が必要）	
部 分 (中 間) 払	無	
工 事 (業 務) 内 容	設計図書（設計書、図面及び仕様書等）のとおり	
発 注 者	豊中市病院事業管理者	
契約条項を示す場所	豊中市総務部契約検査室	
入 札 心 得	電子入札心得を熟読すること。契約検査室又は市ホームページの電子入札掲示板で閲覧可。	
入 札 の 無 効	電子入札心得において示した条件等に違反した入札は、無効とする。	
契 約 の 締 結	契約書を作成する。	
そ の 他	設計図書及び現場説明書等の受領を拒否した者又は設計図書の実費を納付（実費を徴収する場合に限る。）しない者は、競争入札参加を辞退したものとみなす。	
指 名 通 知	電話連絡によって指名通知とする。	
備 考	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ★最低制限価格は、事後公表です。入札金額が最低制限価格を下回った場合は、失格となります。★ ★お問合せ先 豊中市総務部契約検査室 06-6858-2075・6	

現場説明書(2)

- ・監理技術者、主任技術者に加え、現場代理人についても工事を請け負った企業との直接的、恒常的な雇用関係を求めます

現場代理人についても入札の申込を行う日以前に3ヶ月以上の直接的な雇用関係があることが必要となりました。
(契約書提出時に保険証等で確認します)

- ・現場代理人の兼務について、予定価格1,000万円未満の工事のうち明示したものについて兼務ができます
予定価格1,000万円未満の工事であっても兼務不可と明示しているときは兼務できません。

兼務可となっている場合でもすでに請負っている案件が同条件であることが前提です。

兼務させようとする場合、当該工事の業種に係る主任技術者の要件を満たしていることが条件となります。

現場代理人を兼務するときは、文書により報告し承諾を得てください。

兼務する場合にあっても、兼務する双方の工事の監督職員と常に連絡を取れる体制を確保してください。

☒ 本案件は予定価格1,000万円以上の工事です。現場代理人の兼務はできません。

☐ 本案件は予定価格1,000万円未満の工事です。

工事要件 ア ・ イ ・ ウ に該当します。(ア～ウのいずれかに○)

ア. 本工事は、他の予定価格(税込)1,000万円未満の工事の現場代理人との兼務可能な工事です。

その場合、対象工事現場のいずれかに常駐し、当該2件の工事現場の運営、取締りを確実にに行い得ることが必要です。

ただし、既に請負っている予定価格(税込)1,000万円未満の工事が兼務不可と明示しているときや、兼務可であっても同時施工をしないことを条件に認めている場合は、兼務することができません。

また、兼務している現場代理人が他の工事現場で職務に従事している間、不在となる工事現場においては、連絡体制の整備を確実に行うとともに、各現場の施工管理・安全管理等についても万全を期してください。

設計変更により、請負金額(税込)が1,000万円を超えた場合についても、引き続き兼務することができます。
ただし、工事現場に専任を要する金額以上になった場合は兼務することができなくなります。

イ. 本工事は、他の予定価格(税込)1,000万円未満の工事の現場代理人との兼務可能な工事です。

ただし、兼務する工事双方について同時施工していないことが条件となります。

(双方の工事の主任技術者を、現場代理人と別に配置する場合はこの限りでない。)

また、既に請負っている予定価格(税込)1,000万円未満の工事が兼務不可と明示しているときや、同時施工してもよいという条件で認めている場合は、兼務することができません。

兼務する現場代理人は双方の工事の工程管理について、双方の監督職員に報告を行い兼務する双方の工事が同時施工しないように調整してください。

設計変更により、請負金額(税込)が1,000万円を超えた場合についても、引き続き兼務することができます。
ただし、工事現場に専任を要する金額以上になった場合は兼務することができなくなります。

ウ. 本工事は、他の予定価格(税込)1,000万円未満の工事の現場代理人との兼務は不可の工事です。